

～ 私たちのアイデアでまちが輝く～

まちづくりワークショップ(企画体験講座)を開催します

「このまちを良くしたい」「元氣なまち、安心なまちにしたい」というあなたの思いを、ぜひまちづくりにつなげてみませんか？

町では、住民が主人公のまちづくりをめざして地域とともに学びあうため、まちづくりワークショップ(企画体験講座)を開催します。

参加者が興味分野に分かれて、魅力あるまちづくりアイデアやプランを出し合い、町職員とともに三芳の未来を描いていきます。あなたので参加をお待ちしています。

※この事業は、住民と行政による「協働のまちづくり」推進の一環として、公募住民による準備会を中心に企画したものです。

●テーマ
「あなたと私のまちづくり」
「私たちのアイデアでまちが輝く」

●日時・会場・内容(下表参照)
全2回ですが、いずれか1回のみも参加も可能です。

●内容
内容は、各日程とも全体講義とグループワークで構成されます。日程ごとに興味のあるグループをひとつつ選んでお申込みください。

※保育あり(事前申込み制)

※全体会手話通訳、要約筆記あり。

●申込み
住所・氏名・電話番号・ご希望の日程と参加グループをお伝えください。また、特に関心のあるまちづくりテーマがあれば申込みの際にお知らせください。

●申込期限
2月20日(水)

●申込方法
次のいずれかの方法で総合政策室へ申し込んでください。

①電話 ②町ホームページ申込みフォームより ③FAX

●問い合わせ
総合政策室 (内線422/424)
FAX 274-11055

※グループワークの手話協力者を募集しています。

まちづくりワークショップ(企画体験講座)内容

日程・会場	全体会	グループ(定員)	グループワークの題材例
2月24日(日) 13:30~16:00 総合体育館 3階研修室他	<講義> 「協働のまちづくり」について	健康・福祉(10名)	高齢者の見守り、地域ぐるみの子育てほか
		みどり・環境(10名)	公園づくり、環境サポーター、地球温暖化対策ほか
		企画・総務(5名)	地域コミュニティ、住民参加のしくみほか
3月8日(土) 13:30~16:00 総合体育館 3階研修室他	<講師> 工藤秀美 氏 (ひとアンドまち研究所代表、東洋大学講師)	都市・安全(10名)	自主防犯・防災活動、安全な道路・交通政策ほか
		産業・観光(10名)	特産品ブランド化、農業体験、商店街活性化ほか
		教育・文化(10名)	三富サポーター、学校支援ボランティアほか

三芳町小中学校臨時職員募集

①学校図書館司書募集
三芳町立小・中学校に勤務し、主に図書館教育主任と連携して、図書整理及び読書活動の推進にあたる。資格/図書館司書又は司書教諭の資格を有する方。募集人員/若干名
任期/4月1日から平成21年3月26日(原則) 授業日、時給820円

②三芳町学習指導員募集
三芳町立小・中学校に勤務し、主に担任等と連携して授業の補助を行う。また教育活動・生徒指導の補助にあたる。資格/満22歳以上で学校教育に理解があり、意欲的に取り組むことのできる方。ただし、小中高いずれかの教員免許状のある方。
募集人員/若干名
任期/4月1日から1学期間(7月31日まで) (※1)
勤務条件/1日5時間、週5日(原則) 授業日、時給990円

③三芳町さわやか相談員募集
三芳町立中学校に勤務し、担任等と連携して主に相談室で教育相談活動を行う。また学校・家庭・地域と連携し、いじめ・不登校等の指導の補助にあたる。資格/満22歳以上で学校教育に理解があり、意欲的に取り組むことのできる方。ただし、教員免許状等のある方。
募集人員/若干名
任期/4月1日から1学期間(7月31日まで) (※1)
勤務条件/1日5時間、週5日(原則) 授業日、時給990円

④三芳町教育支援員募集
三芳町立小・中学校に勤務し、主に担任等と連携して教育相談活動の補助を行う。また、授業等の教育活動の補助にあたる。資格/満22歳以上で学校教育に理解があり、意欲的に取り組むことのできる方。
募集人員/若干名
任期/4月1日から1学期間(7月31日まで) (※1)
勤務条件/1日5時間、週5日(原則) 授業日、時給820円

⑤三芳町教育相談適応指導員募集
三芳町教育相談適応指導教室に勤務し、常任相談員等と連携して、主に適応指導教室に通室している児童生徒に個人カウンセリングなど学校復帰に向けた取組を行う。また、学校・家庭・地域と連携し、三芳町の教育相談活動の補助にあたる。資格/満22歳以上で学校教育に理解があり、意欲的に取り組むことのできる方。ただし、教員免許状等のある方。
募集人員/1名
任期/4月8日から7月20日(※1)
勤務条件/1日5時間、週5日(原則) 授業日、時給990円

(※1)ただし9月1日から平成21年3月26日まで学期毎に更新あり

▼その他勤務条件/報奨金(6・12月)・通勤手当あり。労災保険加入

▼応募期間/2月22日(金)まで(厳守)

▼応募方法/応募期間内に履歴書持参の上、役場5階学校教育課窓口で申込書に記入・提出する。後日選考を行います。

問い合わせ/学校教育課(内線521/523)

建築物の「高さ制限」を定める高度地区の指定について説明会を開催します

町では、土地の有効な高度利用と居住環境の維持との調和を図り、良好な街並みの景観を作るため、建築物の高さを一定の範囲に抑える都市計画高度地区の指定を検討しています。そこで、この高度地区(素案)の説明会を町内の2会場で開催します。

～ 高度地区の指定の方針～

三芳町は、首都30km圏の通勤圏内として宅地開発が進み、また、国道の道路網や関越自動車道のインターチェンジに近いという好条件にも恵まれ、工業、流通地域として発展してきました。今後も宅地開発や土地利用の転換が進むことが予想され、現在の都市計画では高層建築物が乱立し、周辺の居住環境や景観を損なう恐れがあります。そこで一定の区域において都市計画法に基づく建築物の高さの最高限度のルールを定めることで、自然と街並みが調和し、より安心、かつ快適なまちづくりを推進しようとするものです。そして町民の皆様とともに、後世に誇れるような「まちづくり」を目指していきます。

高度地区とは

高度地区は、都市計画法(第8条第1項第3号)に基づく地域地区のひとつです。その指定については、市街地環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を指定する場合と、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最低限度を指定する場合の2種類あります。

指定の背景と目的

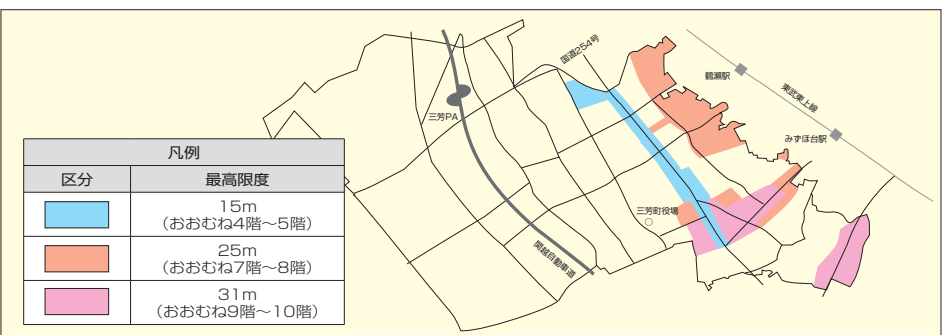
町内においては、ここ数年、社会情勢の変化によって、事業所等が移転し、その跡地利用として高層建築物が建設されることにより、周辺住民と事業者の間でトラブルが多発しています。こうした現状を踏まえ、都市空間の形成や良好な居住環境の保全を図るために、建築物の高さの最高限度について指定を行うものです。

指定内容

次の用途地域について高度地区を設定します。

高さの制限	指定する地域
15m	第1種住居地域のうち北永井及び藤久保北新碁の地域 第2種住居地域 工業地域及び第1種住居地域のうち国道254号線沿線(両サイド50m)の地域
25m	第1種住居地域(高さの制限15m地域を除く) 第1種中高層住居専用地域 近隣商業地域
31m	工業地域(高さの制限15m地域を除く)

高度地区の指定素案図



既存建築物の適用除外

高度地区の決定時点で、制限高さを超えている建築物を建替える場合は、現在の建築物の高さを限度として建替えができます。

高度地区説明会を開催します

都合のよい日時・会場を選んで、当日、直接お越しください。

日 時	会 場
3月6日(木) 午後7時~1時間程度	竹間沢公民館
3月9日(日) 午前10時~1時間程度	藤久保公民館